

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 5 月 8 日

イオン北海道株式会社

2024年5月8日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

札幌市白石区本通21丁目南1番10号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長 青柳 英樹

株式会社西友(以下「甲」といいます。)及びイオン北海道株式会社(以下「乙」といいます。)は、2024年4月2日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年10月1日として、甲がその営む北海道地域におけるGMS事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、金17,000百万円を交付します。乙は、本吸収分割契約の締結に際して、以下のとおり、吸収分割の対価が相当であると判断しました。

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

乙は、本吸収分割に際して公正性・妥当性を期すため、シティグループ証券株式会社(以下、「シティグループ証券」といいます。)を第三者算定機関として選定し、本吸収分割の対象事業の価値の算定を依頼の上、2024年4月1日付で算定書を取得しました。乙は、シティグループ証券による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を踏まえた乙の将来業績に与える影響額の見込みを総合的に勘案し、甲に対して、本吸収分割の対価を乙の株式とした場合に乙の株主に一時に大幅な希釈化が生じることを回避するため、対象事業を承継するスキームとして現金を対価とした吸収分割とすること、吸収分割の対価として支払われる金銭を17,000百万円とすること、を提案した上で、その後甲との間で本吸収分割について慎重に協議を重ねた結果、当該提案価格が下記(2)(ii)に記載の通り、シティグループ証券の算定結果の範囲内であることから、本吸収分割に際して乙より甲に対して交付される対価が妥当であるとの判断に至り本吸収分割契約を締結しました。

(2) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに乙及び甲との関係

乙が対象事業の価値の算定を依頼したシティグループ証券は、乙及び甲の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

シティグループ証券は、対象事業の価値の算定にあたり、複数の価値算定手法の

中から採用すべき算定手法を検討の上、乙が本吸収分割後も対象事業を継続して営むことから、対象事業により得られる見込みの将来キャッシュ・フローに基づきその価値を評価するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を、対象事業と比較可能な事業を営む上場会社が存在し、類似会社比較法による対象事業の価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用しております。

DCF法においては、シティグループ証券は、デュー・ディリジェンスにおいて開示された対象事業の業績の動向を基に、本吸収分割後、対象事業を乙の持つマルチフォーマットを駆使して運営することを前提として乙が作成した対象事業の2024年12月期から2028年12月期の事業計画及び財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は5.0~5.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を0.25~0.25%、マルチプル法では、マルチプルを8.0~10.0倍として算定しております。なお、算定の前提となる財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度として、2024年12月期には営業利益約12億円の減益、2025年12月期には営業利益約6億円の増益となっておりますが、これは、本吸収分割の効力発生日以降、現在甲のブランド下で運営され、本吸収分割により乙に承継されるすべての店舗について、新たに乙のマルチフォーマットを駆使した店舗フォーマットに改装することを予定しているため、各種投資や移行に伴う一時費用が発生することが見込まれているためです。当該事業年度以外においては大幅な増減益は見込んでおりません。また、当該財務予測は、本吸収分割の実施を前提として作成しております。

類似会社比較法においては、シティグループ証券は、GMS事業を営んでいる国内上場会社のうち、対象事業との事業展開地域の類似性及び本吸収分割後、対象事業を乙の持つマルチフォーマットを駆使して運営する前提であることを考慮し、乙を類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。

シティグループ証券による算定結果は以下の通りです。

算定手法	算定結果
DCF法	16,159百万円~21,180百万円
類似会社比較法	14,377百万円~17,828百万円

シティグループ証券は、対象事業の価値の評価に際して、乙が提供した一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、その正確性及び完全性に依拠するものであって、独自にそれらの情報の正確性または完全性についての検証を行っていません。また、シティグループ証券は、対象事業の資産及び負債について、独自の評価若しくは査定、デュー・ディリジェンス等の調査及びその実在性の検証を行っておらず、第三者への調査及び検証の依頼も行っていません。また、乙が作成した財務予測及びその前提条件について、その正確性、妥当性及び実現可能性等につき独自に調査または、検証をすることなく、かかる財務予測及びその前提条件に依拠しています。

3. 会社法第758条8号に関する事項(会社法施行規則第192条第2号)

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

- (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

吸収合併契約の締結

甲及び株式会社西友ホールディングス（以下「西友 HD」といいます。）は、2024 年 4 月 1 日付で、甲を吸収合併存続会社、西友 HD を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。当該合併の効力発生日は、2024 年 6 月 1 日を予定しております。

吸収分割契約の締結

甲及び株式会社ゆめmart熊本は、2024 年 4 月 3 日付で、甲を分割会社、株式会社ゆめmart熊本を分割承継会社とする吸収分割契約を締結しました。当該分割の効力発生日は、2024 年 8 月 1 日を予定しております。

甲における剰余金の配当

甲は、2024 年 1 月 29 日付の臨時株主総会において次のとおり決議し、2024 年 3 月 1 日付で配当金の支払をしております。

配当金の総額	40,000 百万円
配当の原資	その他資本剰余金
1 株当たり配当額	4,000 円
基準日	2024 年 2 月 9 日
効力発生日	2024 年 2 月 9 日

親会社に対する貸付金の返済について

甲は、2024 年 2 月 22 日に、西友 HD に対する貸付金 25,520 百万円のうち 17,000 百万円の返済を受けております。

6. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 (吸収分割契約書)

(添付のとおり)

吸収分割契約書

株式会社西友（以下「西友」という。）及びイオン北海道株式会社（以下「買主」といい、西友と併せて「本当事者」と総称し、個別に「各当事者」という。）は、2024年4月2日（以下「本契約締結日」という。）現在、西友が営む北海道地域におけるGMS事業（以下「本対象事業」という。）を買主に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、本契約締結日において、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において使用される以下の用語は、以下の各号に定める意味を有する。

- (1) 「基準時現預金額」とは、金706,088,415円とする。
- (2) 「基準時棚卸資産額」とは、金895,200,810円とする。
- (3) 「クロージング時現預金額」とは、本効力発生日の前日終了時点における本承継対象資産を構成する現金及び現金同等物の額をいう。
- (4) 「クロージング時棚卸資産額」とは、本効力発生日の前日終了時点における本承継対象資産を構成する棚卸資産の額をいう。
- (5) 「固定資産税等日割額」とは、①本承継対象資産である土地、建物及びその他の償却資産につき、本効力発生日が属する暦年に係る固定資産税及び都市計画税として西友が負担する額に、②本効力発生日（当日を含む。）から当該暦年の12月31日までの日数を乗じ、③当該暦年の日数（閏年は366日）で除して得られる金額をいう。
- (6) 「本効力発生日」とは、本吸収分割がその効力を生ずる日をいう。
- (7) 「本承継対象資産」とは、別添「承継対象権利義務明細表」第1項記載の資産をいう。
- (8) 「本承継対象負債」とは、別添「承継対象権利義務明細表」第2項記載の負債をいう。

第2条 （当事者の商号及び住所）

西友（吸収分割会社）及び買主（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（西友）吸収分割会社

商号：株式会社西友

住所：東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

（買主）吸収分割承継会社

商号：イオン北海道株式会社

住所：札幌市白石区本通21丁目南1番10号

第3条 (承継する権利義務等)

1. 買主は、本吸収分割により、西友から、別添「承継対象権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）を承継する。
2. 買主が本吸収分割により西友から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、西友は、本効力発生日以降、買主が本吸収分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責を免れるものとする。
3. 第1項により買主が承継する承継対象権利義務のうち、会社法第759条第2項の規定により西友に対して履行を請求することができる債務が存在する場合には、当該債務は、西友及び買主間においては買主の負担とし、買主はその履行について全責任を負う。
4. 西友及び買主は、承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のため必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うものとし、かかる手続の履行に要する費用については、買主が負担する。

第4条 (本吸収分割に際して交付する対価に関する事項)

1. 西友及び買主は、本吸収分割の対価を、金170億円（以下「**本吸収分割当初価額**」という。）に、本条第2項に定める調整を行って得られる金額（以下「**本吸収分割最終価額**」）とすることに合意する。
2. 本吸収分割最終価額は、①以下に掲げる算式により算定される金額（以下「**本調整額**」）といい、その絶対値に相当する金額を「**本調整額（絶対値）**」という。）が正である場合、本吸収分割当初価額に本調整額（絶対値）を加算して得られる金額とし、②本調整額が負である場合、本吸収分割当初価額から本調整額（絶対値）を減算して得られる金額とする。

$$\begin{aligned} \text{本調整額} = & (\text{クロージング時現預金額} - \text{基準時現預金額}) \\ & + (\text{クロージング時棚卸資産額} - \text{基準時棚卸資産額}) \\ & + \text{固定資産税等日割額} \end{aligned}$$

第5条 (吸収分割の対価の支払い)

1. 買主は、本効力発生日において、西友に対し、本吸収分割当初価額を別途本当事者が合意する銀行口座に振り込む方法により一括して現金で支払うものとする。
2. 西友及び買主は、それぞれ別途本当事者において合意する方法に従い、本調整額が確定した日から5営業日以内に、以下の精算を行う。
 - (1) 本調整額が正である場合、買主は、西友に対して、本調整額の絶対値を支払う

ものとする。

- (2) 本調整額が負である場合、西友は、買主に対して、本調整額の絶対値を支払うものとする。

第6条 (効力発生日)

本効力発生日は、2024年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他適用ある海外の競争法令に基づき本吸収分割に関して行う届出が本効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る待機期間が本効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）は、西友及び買主は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会)

買主は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会の決議による承認を求める。

第8条 (競業避止義務)

西友は、本効力発生日以降においても、本対象事業について、買主に対して会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本契約の条件変更及び解除)

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、西友及び買主は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を合理的に変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (譲渡等の禁止)

西友及び買主は、相手方の事前の書面による同意なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分してはならず、また承継させてはならない。

第11条 (費用負担及び公租公課)

西友及び買主は、本契約に別途明示的に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。

第12条 (準拠法、管轄)

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条 (誠実協議)

西友及び買主は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則にのっとり、誠実に協議の上解決するものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、西友及び買主は、正本2通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年4月2日

(吸収分割契約 西友署名頁)

西友：株式会社西友

武蔵野市吉祥寺本町一丁目 12 番 10 号

代表取締役 大久保 恒夫



(吸収分割契約 買主署名頁)

買主： イオン北海道株式会社

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

代表取締役 青柳 英樹



承継対象権利義務明細表

買主は、本契約により、本効力発生日の前日の終了時における、以下に記載する西友の権利義務を、西友から承継する。

1. 資産

(1) 現金及び現金同等物

本効力発生日の前日の終了時において以下の各店舗（以下「**本承継対象店舗**」という。）において、西友が本対象事業に関して所有する現金の一切

統一店番	店舗名等	所在地
506	西友旭ヶ丘	北海道札幌市中央区南八条西 25-2-1
507	西友元町北二十四条	北海道札幌市東区北二十四条東 20-4-1
510	西友平岸	北海道札幌市豊平区平岸 2 条 10-3-28
511	西友清田	北海道札幌市清田区平岡 1 条 1-1-3
515	西友西町	北海道札幌市西区西町南 6-1-1
516	西友手稲	北海道札幌市手稲区前田 1 条 11-1-1
517	西友宮の沢	北海道札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-30
2501	西友厚別	北海道札幌市厚別区厚別西 4 条 6 丁目-700-126
2502	西友福住	北海道札幌市豊平区福住 1 条 3-10

(2) 現金及び現金同等物以外の流動資産

- ①本対象事業に属する棚卸資産（仕入在庫、貯蔵品）及びその他流動資産（前払賃料、前払費用、商品前渡金、その他流動資産）（疑義を避けるために付言すれば、本対象事業に属するか否かを問わず、売掛金（ネットスーパー売掛金、クレジットカード/デビットカード売掛金）及び未収入金（クーポン未収入金、その他未収入金）は承継対象権利義務に含まれない。）
- ②承継対象権利義務に関して、本効力発生日の前日までに発生した事象又は原因に基づき生じた保険金請求権

(3) 有形固定資産

①以下に記載する店舗の土地建物の他、西友が当該店舗に関連して所有する、本対象事業に属する不動産、構築物、工具器具備品の一切。

統一店番	店舗名	所在地
516	西友手稲	北海道札幌市手稲区前田1条11-1-1

②以下に記載する店舗の土地（西友が所有する土地に限る。）及び建物の他、西友が当該店舗に関連して所有する、本対象事業に属する不動産、構築物、工具器具備品の一切。

統一店番	店舗名	所在地
511	西友清田	北海道札幌市清田区平岡1条1-1-3

③以下に記載する店舗の建物の他、西友が当該店舗に関連して所有する、本対象事業に属する不動産、構築物、工具器具備品の一切。

統一店番	店舗名	所在地
2501	西友厚別	北海道札幌市厚別区厚別西4条6丁目-700-126

④西友が以下に記載する各店舗及びセントラル・キッチンに関連して所有する、本対象事業に属する不動産、構築物、工具器具備品の一切。

統一店番	店舗名	所在地
506	西友旭ヶ丘	北海道札幌市中央区南八条西25-2-1
507	西友元町北二十四条	北海道札幌市東区北二十四条東20-4-1
510	西友平岸	北海道札幌市豊平区平岸2条10-3-28
515	西友西町	北海道札幌市西区西町南6-1-1
517	西友宮の沢	北海道札幌市西区宮の沢1条1丁目1-30
2502	西友福住	北海道札幌市豊平区福住1条3-10

515	西町 CK	北海道札幌市西区西町南 6-1-1
-----	-------	-------------------

⑤西友が以下に記載する各店舗に関連して所有する駐車場の土地

統一店番	店舗名	所在地
506	西友旭ヶ丘	北海道札幌市中央区南八条西 25-2-1
510	西友平岸	北海道札幌市豊平区平岸 2 条 10-31-3
511	西友清田	北海道札幌市清田区平岡 1 条 1-1-3
2501	西友厚別	北海道札幌市厚別区厚別西 4 条 6 丁目-700-126

⑥本対象事業に属する機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定の一切。

(4) 無形資産

① 本対象事業に属するリース契約時価評価資産、施設利用権の一切。

(5) 投資その他の資産

① 本対象事業に属する繰延税金資産、長期不動産賃料債権、長期前払費用、出資金、その他投資の一切。

2. 負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する、未払費用（未払給与、未払光熱費、未払メンテナンス費用、その他未払費用）及びその他流動負債（賞与引当金、預り金、その他流動負債）の一切（疑義を避けるために付言すれば本対象事業に属するか否かを問わず、買掛金及び未払金（未払金、輸送業者未払金、その他未払金）は承継対象権利義務に含まれない。）。

(2) 固定負債

本対象事業に属する、資産除去債務、退職給付に係る負債（退職一時金制度に基づくものに限る、かつ、第4項に規定する従業員の雇用契約に付随するものに限る。）及びその他固定負債（長期テナント預り金）の一切。

(3) 潜在負債及び債務

本対象事業に関して、本効力発生日の前日までに発生した事象又は原因（本「承継

対象権利義務明細表」第1項において承継対象とされている資産、同第2項(1)及び(2)において承継対象とされている負債、同第3項及び第4項において承継対象とされている契約に関連する事象又は原因、並びに、本承継対象店舗において発生した事象又は原因に限る。)に基づき西友が負担するその他のあらゆる債務、義務及び負債(不法行為債務、潜在債務、偶発債務又は簿外債務を含むが、租税債務その他の法令等に基づき承継されない債務、義務及び負債は含まれない。)の一切。

3. 契約(雇用契約及び労働者派遣契約を除く)

(1) 土地の賃貸借契約

以下に記載する各店舗の土地に関する賃貸借契約並びに当該賃貸借契約に基づく西友の権利(保証金返還請求権及び敷金返還請求権を含むがこれに限られない。)及び義務の一切。

統一店番	店舗名	所在地
511	西友清田	北海道札幌市清田区平岡1条1-1-3
2501	西友厚別	北海道札幌市厚別区厚別西4条6丁目-700-126

(2) 建物の賃貸借契約

以下に記載する各店舗及びセントラル・キッチンの建物に関する賃貸借契約並びに当該賃貸借契約に基づく西友の権利(保証金返還請求権及び敷金返還請求権を含むがこれに限られない。)及び義務の一切。

統一店番	店舗名	所在地
506	西友旭ヶ丘	北海道札幌市中央区南八条西25-2-1
507	西友元町北二十四条	北海道札幌市東区北二十四条東20-4-1
510	西友平岸	北海道札幌市豊平区平岸2条10-3-28
515	西友西町	北海道札幌市西区西町南6-1-1
517	西友宮の沢	北海道札幌市西区宮の沢1条1丁目1-30
2502	西友福住	北海道札幌市豊平区福住1条3-10
515	西町CK	北海道札幌市西区西町南6-1-1

(3) テナントとの間の契約

本承継対象店舗に関して西友がテナントとの間で締結している契約並びに当該契約に基づく西友の権利及び義務（保証金返還義務及び敷金返還義務を含むがこれに限られない。）の一切。

4. 雇用契約及び労働者派遣契約

- (1) 本効力発生日の前日の終了時において本承継対象店舗及び以下のセントラル・キッチンにおいて本対象事業に従事する従業員との間の雇用契約並びに当該契約に基づく西友の権利及び義務の一切。

統一店番	店舗名等	所在地
515	西町 CK	北海道札幌市西区西町南 6-1-1

- (2) 本効力発生日の前日の終了時において本承継対象店舗及び(1)のセントラル・キッチンにおいて本対象事業に従事する派遣社員の労働者派遣に係る基本契約及び個別契約並びに当該契約に基づく西友の権利及び義務の一切（但し、本対象事業以外の事業にも関連する契約については、本対象事業に関連する部分に限る。）。

以上

別紙 2 (吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

(添付のとおり)

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

株式会社西友
代表取締役社長 大久保 恒夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝山 喜久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬野 隆一郎
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西友の2023年1月1日から2023年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は9,600千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第 69 期

計 算 書 類

2023年1月1日から
2023年12月31日まで

- I 貸借対照表
- II 損益計算書
- III 株主資本等変動計算書
- IV 個別注記表

株式会社 西友

I 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

	金額 (百万円)		金額 (百万円)
(資産の部)	338,078	(負債の部)	149,235
流動資産	169,460	流動負債	108,693
現金及び預金	80,909	買掛金	74,866
売掛金	22,962	一年内リース債務	77
商品及び製品	25,027	未払金	12,690
原材料及び貯蔵品	284	未払費用	10,787
前払費用	4,461	未払法人税等	423
未収入金	8,714	預り金	2,608
貸付金	25,520	前受収益	633
その他流動資産	1,583	賞与引当金	5,286
		資産除去債務	136
		その他流動負債	1,187
固定資産	168,618	固定負債	40,542
有形固定資産	118,286	リース債務	18
建物及び構築物	40,925	退職給付引当金	4,809
機械装置及び運搬具	3,367	資産除去債務	27,591
工具器具備品	11,084	土地再評価に係る繰延税金負債	321
土地	62,279	その他固定負債	7,803
リース資産	71		
建設仮勘定	562	(純資産の部)	188,843
無形固定資産	10,308	株主資本	189,449
借地権	1,837	資本金	100
ソフトウェア	8,467	資本剰余金	132,473
その他無形固定資産	4	資本準備金	25
投資その他の資産	40,025	その他資本剰余金	132,448
投資有価証券	67	利益剰余金	56,875
関係会社株式	1,032	その他利益剰余金	56,875
出資金	10	繰越利益剰余金	56,875
敷金及び保証金	33,639		
長期前払費用	464	評価・換算差額等	△ 606
長期貸付金	194	土地再評価差額金	△ 606
繰延税金資産	4,519		
その他投資	180		
貸倒引当金	△ 80		
資産合計	338,078	負債・純資産合計	338,078

Ⅱ 損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

勘定科目	金額 (百万円)	
売上高		664,752
売上原価		479,420
売上総利益		185,332
営業収入		15,935
営業総収入		201,267
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	56,849	
賃借料	32,026	
改装及び修繕保守費	20,036	
その他	66,357	175,269
営業利益		25,999
営業外収入		
受取利息	333	
政府補助金収入	80	
受取配当金	600	
その他	65	1,079
営業外費用		
支払利息	18	
為替差損	18	
その他	2	37
経常利益		27,040
特別利益		
固定資産売却益	3,366	
その他	54	3,420
特別損失		
固定資産売却損	2,397	
固定資産除却損	1,141	
減損損失	4,930	
関係会社株式売却損	2,288	
その他	1,033	11,789
税引前当期純利益		18,671
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	397	
法人税等調整額	614	1,011
当期純利益		17,660

Ⅲ 株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100	-	172,473	172,473	40,104	40,104	212,677
当期変動額	-	-	-	-			
当期純利益	-	-	-	-	17,660	17,660	17,660
剰余金の配当	-	-	△40,000	△40,000	-	-	△40,000
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	-	25	△25	-	-	-	-
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	△889	△889	△889
当期変動額合計	-	25	△40,025	△40,000	16,772	16,772	△23,228
当期末残高	100	25	132,448	132,473	56,875	56,875	189,449

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,495	△1,495	211,182
事業年度中の変動額	-	-	-
当期純利益	-	-	17,660
剰余金の配当	-	-	△40,000
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	-	-	-
土地再評価差額金取崩額	889	889	-
事業年度中の変動額合計	889	889	△22,340
当期末残高	△606	△606	188,843

IV 個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品
 - (ア) 生鮮食品を除く店舗在庫：売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (イ) 物流センター在庫：移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (ウ) 生鮮食品、加工センター在庫：最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - (エ) 原材料及び貯蔵品
主に最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年	～	39 年
構築物	10 年	～	20 年
機械及び装置	6 年	～	17 年
工具、器具及び備品	3 年	～	20 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しています。

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（制度により5年又は9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケットにおける商品販売によるものであり、顧客に商品を引渡した時点で財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断した取引については、顧客が受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の評価

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

固定資産帳簿価額	128,594 百万円	減損損失	4,930 百万円
----------	-------------	------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

固定資産の減損に係る会計上の見積りにあたり、固定資産のグルーピングについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、各店舗の資産または資産グループ（以下「店舗固定資産」という。）が使用されている「営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているかまたは、継続してマイナスとなる見込みである」、もしくは「使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある」等の場合に、減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）を識別しています。

減損の兆候があると判定された店舗については、店舗固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フロー見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高い方によります。

店舗固定資産の正味売却価額の算定にあたっては、重要性に応じて不動産鑑定士からの評価額、もしくは、固定資産税評価額に合理的な調整を行った評価額等を用いております。また、使用価値により回収可能価額を測定する場合の将来キャッシュ・フローの割引率は15.6%であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性の評価

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 4,519 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると思われる範囲内で計上し、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。将来の課税所得の見積りは、主として当社の合理的に見積り可能な期間の税引前当期純利益を基礎としており、売上高の見込みを主要な仮定としております。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産

現金及び預金	1,766	百万円
売上債権	3,484	百万円
投資有価証券	1,032	百万円
敷金	19,104	百万円
建設協力金	118	百万円
建物及び構築物	4,541	百万円
土地	27,909	百万円
計	<u>57,955</u>	<u>百万円</u>

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 223,860 百万円
減損損失累計額が減価償却累計額に含まれております。

- (3) 保証債務
協同組合に対する自治体からの借入金に関する保証 69 百万円

- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 26,041 百万円
短期金銭債務 4,516 百万円

- (5) 土地の再評価
当社は、土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号および第 5 号の定めに従い、土地の評価額を合理的に算出しています。

再評価を行った年月日 平成 13 年 2 月 28 日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 4,545 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 8,193 百万円

営業収入	60 百万円
売上原価	45,426 百万円
販売費及び一般管理費	1,757 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収入	942 百万円
特別損失	800 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	10,000,000 株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

2023 年 6 月 30 日開催の臨時株主総会において、当社が保有する貸付金を親会社である株式会社西友ホールディングスに現物配当することを決議しております。

配当財産の種類	貸付金
配当金の総額	40,000 百万円 (2023 年 4 月 1 日時点の簿価)
効力発生日	2023 年 7 月 1 日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産	15,300 百万円
無形固定資産	1,170 百万円
繰越欠損金	1,314 百万円
退職給付引当金	1,663 百万円
賞与引当金	1,828 百万円
未払費用	1,864 百万円
資産除去債務	9,334 百万円
その他	946 百万円
繰延税金資産小計	33,419 百万円
評価性引当額	△28,900 百万円
繰延税金資産合計	4,519 百万円

再評価に係る繰延税金資産

再評価に係る繰延税金資産	205 百万円
評価性引当額	△205 百万円

再評価繰延税金資産合計	—
再評価に係る繰延税金負債	321 百万円
再評価に係る繰延税金負債	321 百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	321 百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として安全性の高い金融資産に限定し、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、原則として自己資金で賄う方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクは営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスク低減を図っております。

長期貸付金（建設協力金）及び敷金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、預金、未収入金、短期貸付金及び未払金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)長期貸付金	194	195	0
(2)敷金及び保証金	33,656	32,233	(1,424)
資産計	33,851	32,427	(1,423)

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 長期貸付金

建設協力金であり、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を契約期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 敷金及び保証金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。なお、敷金保証金には1年以内償還予定のものを含めて表示しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	1,099
その他（投資その他の資産） 出資金	10

これらについては、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、主に店舗用の建物を有しており、一部テナントに賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
19,968	19,544

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定基準書に基づく評価金額及び社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額です。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社西友 ホールディングス	被所有 直接100%	経営指導 資金の貸付	資金の貸付（注1）	36,200	貸付金	25,520
				利息の受取（注1）	329	未収利息	1
				配当の支払（注2）	40,000	-	-
子会社	株式会社西友 プロキュアメント	所有 直接100%	商品の調達	配当の受取	600	-	-
				商品の仕入	45,292	買掛金	4,258
関連会社	楽天西友ネットスーパー 株式会社（注3）	所有 直接33.375%	ネットスーパー の運営	合併契約解消 に伴う負担金	800	未払金	800

取引条件及び取引条件の決定方針

（注1）資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案し決定しております。

（注2）配当の支払については、その他資本剰余金を原資としたものであり、当社が有する貸付債権を現物分配しております。

（注3）楽天西友ネットスーパー株式会社については、2023年12月20日付で株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。議決権の所有（被所有）割合及び期末残高には関連当事者でなくなった時点での残高を記載しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

主に店舗用土地建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務です。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃借期間終了日までと見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当期における資産除去債務の総額の増減（注1）

期首残高	27,811	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	29	百万円
時の経過による調整額	91	百万円
資産除去債務の履行による減少額	△235	百万円
見積りの変更による増加	31	百万円
期末残高	27,727	百万円

（注1）上記の資産除去債務は、その他（流動負債）に含まれる金額を含んでおります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループにおける主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

	当事業年度	
商品の販売（売上高）	664,752	百万円
その他（営業収入）（注1）	2,448	百万円
計	667,200	百万円

（注1）損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、主にテナントに対する不動産賃料収入であり、当事業年度において13,487百万円です。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、顧客に商品を引渡した時点で財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されるため、当該一時点において収益を認識しております。

その他（営業収入）は、主に駐車場収入からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の金額を理解するための情報

当事業年度末において認識すべき契約負債はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	18,884	円	27	銭
1株当たり当期純利益	1,766	円	04	銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年1月29日開催の臨時株主総会において次のとおり決議し、2024年3月1日付で配当金の支払をしております。

配当金の総額	40,000	百万円
--------	--------	-----

配当の原資	その他資本剰余金
1株当たり配当額	4,000円
基準日	2024年2月9日
効力発生日	2024年2月9日

(2) 親会社に対する貸付金の返済について

2024年2月22日に株式会社西友ホールディングスに対する貸付金
25,520百万円のうち17,000百万円の返済を受けております。

第 69 期

事 業 報 告 書

自 2023年1月1日

至 2023年12月31日

株式会社西友

I 会社の状況に関する重要な事項

(1) 主要な事業内容

食料品、衣料品、住居用品などの小売チェーンの運営

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社西友ホールディングスであり、同社は当社の株式を10,000,000株（出資比率100%）保有しています。当社は同社と役員との関係があります。同社と当社の主な取引として、資金の貸付及び配当の支払を行っております。

ii) 親会社との間の取引に関する事項

イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので、妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。

② 子会社の状況

名称	住所	出資比率	主要な事業内容
株式会社西友プロキュアメント	東京都武蔵野市	100%	国内外からの商品調達
株式会社西友サービス	埼玉県川越市	100%	生鮮食品の包装加工、印刷、クリーニング、その他各種サービス業務請負

II 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、親会社の取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備、運用しております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等に関しては、当社及び当社子会社について当社リスク・コンプライアンス部門がレビューするとともに、当期内部監査計画に基づき、当社内部監査部門がレビューし、適正に運用しております。

また、重大な法令・定款違反及び不正の事実の早期発見及び未然防止のため、「内部通報規程」に基づき、当社及び当社グループ会社の全役職員からの通報・相談に応じる窓口を設置し、法令遵守体制を構築し、その推進に努めております。

III 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項なし

IV 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

監査報告書

2023（令和5）年1月1日から2023（令和5）年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。なお、当会社は2023（令和5）年3月24日、監査役設置会社、会計監査人設置会社となった。

1. 監査の方法及びその内容

私は、2023（令和5）年3月24日に監査役に就任の後、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第98条第1項及び第4項に定める体制の整備に関する取締役の決定の内容及び当該決定に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示

しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役の決定の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024（令和6）年3月19日

株式会社西友

監査役 伊藤 剛 **伊藤 剛**

監査報告書

2023（令和5）年1月1日から2023（令和5）年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。なお、当会社は2023（令和5）年3月24日、監査役設置会社、会計監査人設置会社となった。

1. 監査の方法及びその内容

私は、2023（令和5）年3月24日に監査役に就任の後、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第98条第1項及び第4項に定める体制の整備に関する取締役の決定の内容及び当該決定に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示

しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役の決定の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024（令和6）年3月19日

株式会社西友

監査役 春山 絢レベッカ

Aya Haruyama